

標準報酬月額の特例改定の電子申請に係るQ & A

Q 1 標準報酬月額の特例改定の申請を電子申請で行うことができますか。

A 1 「e-Gov」から標準報酬月額の特例改定の申請を電子申請で行えるようになりました。

Q 2 電子申請は、どのように行うのですか。

A 2 電子申請では、申請者の本人確認をするために「電子証明書」が必要となります。電子証明書は、「認証局」と呼ばれる機関が発行していますので、発行には手数料がかかります。詳細は、日本年金機構ホームページか、「e-Gov」ホームページを参照してください。

Q 3 電子申請をする際に、「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名を教えてください。

A 3 「e-Gov」の入力画面に表示される申請書様式名は「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）/厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届（特例）電子申請用送付書」です。申請に当たっては「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）/厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届（特例）」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」をPDFにより電子添付してください。

Q 4 CSVファイルを添付することで申請することはできますか。

A 4 CSV形式届書には対応していないので、日本年金機構ホームページから標準報酬月額の特例改定に関する届書（「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（特例）/厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届（特例）」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」）をダウンロードの上、PDFもしくはJPEG形式のファイルで電子添付して申請してください。

Q 5 電子申請による申請書に押印は必要ですか。

A 5 電子申請では、電子証明書が書面による手続きの際の印鑑に相当しますので、電子申請の「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届（特例）／厚生年金保険 70 歳以上被用者月額変更届（特例）」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う標準報酬月額の改定に係る申立書」への押印は必要ありません。

Q 6 電子申請した標準報酬月額の特例改定の結果はどのようにしてわかりますか。

A 6 審査結果については、通知書を郵送することでお知らせします。

Q 7 GビズIDを利用して電子申請することはできますか。

A 7 現在のところ、GビズIDを利用した電子申請には対応していません。申し訳ありませんが、電子申請を利用される場合は、「電子証明書」を取得していただき、「e-Gov」からの申請をお願いします。